

桶川市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月25日

桶川市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けているものは、当該確認済証の写し
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面の交付を受けているものは、当該書面
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面の交付を受けているものは、当該書面
- (4) その他市長が必要と認める図書を別に指定したときは、当該指定した図書

(申請の取下げ)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項

の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、様式第1号の申請取下届を市長に提出しなければならない。

(報告)

第4条 法第55条第1項の認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められた場合において、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したときは様式第2号の工事完了報告書、それ以外のときは様式第3号の状況報告書により、市長に報告しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第5条 認定建築主は、法第56条の低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、様式第4号の取りやめ届に、省令第43条第1項の規定による通知に係る書面（法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面）を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

申請取下届

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る住宅の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

備考 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

工事完了報告書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次の低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したので、次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
工事完了の年月日	
工事が完了したことを確認した建築士（工事施工者）の氏名、住所及び登録（許可）番号	
備 考	

備考 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

状 況 報 告 書

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次の低炭素建築物の新築等の状況について、次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
報 告 の 内 容	
備 考	

備考 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号（第5条関係）

取りやめ届

年 月 日

桶川市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	
取りやめの理由	
備 考	

備考 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。